

東京学芸大学科目等履修生規程の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
（趣旨） 第1条 <u>東京学芸大学学則第58条</u>に規定する科目等履修生については、この規程の定めるところによる。 （入学資格） 第2条 科目等履修生として入学することのできる者は、当該授業科目を履修するに十分な学力があると本学が認めた者とする。 2 日本国籍を有しない者にあつては、前項に定めるもののほか、<u>財団法人日本国際教育協会</u>が主催する日本留学試験の日本語の成績が200点以上の者、<u>財団法人日本国際教育協会</u>若しくは<u>国際交流基金</u>（以下「<u>日本国際教育協会等</u>」という。）が主催する日本語能力試験の1級合格者又はこれらと同等以上の日本語能力があると本学が認めた者とする。 （入学の出願） 第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添え、指定の期日までに提出しなければならない。 〔省略〕 2 日本国籍を有しない者にあつては、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。 (1) 外国人登録済証明書 (2) 科目等履修生調書 (3) <u>日本国際教育協会等が交付する日本語能力認定書又は日本語能力成績通知書</u> (4) その他日本語能力を証明することのできる書類 〔省略〕 （授業料等の額） 第8条 検定料、入学料及び授業料の額は、<u>法令</u>の定めるところによる。 〔省略〕	（趣旨） 第1条 <u>国立大学法人東京学芸大学学則第62条</u>に規定する科目等履修生については、この規程の定めるところによる。 （入学資格） 第2条 科目等履修生として入学することのできる者は、当該授業科目を履修するに十分な学力があると本学が認めた者とする。 2 日本国籍を有しない者にあつては、前項に定めるもののほか、<u>独立行政法人日本学生支援機構</u>が主催する日本留学試験の日本語の成績が200点以上の者、<u>財団法人日本国際教育支援協会</u>若しくは<u>独立行政法人国際交流基金</u>（以下「<u>日本国際教育支援協会等</u>」という。）が主催する日本語能力試験の1級合格者又はこれらと同等以上の日本語能力があると本学が認めた者とする。 （入学の出願） 第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添え、指定の期日までに提出しなければならない。 〔省略〕 2 日本国籍を有しない者にあつては、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。 (1) 外国人登録済証明書 (2) 科目等履修生調書 (3) <u>独立行政法人日本学生支援機構が交付する日本留学試験成績通知書又は日本国際教育支援協会等が交付する日本語能力認定書</u> (4) その他日本語能力を証明することのできる書類 〔省略〕 （授業料等の額） 第8条 検定料、入学料及び授業料の額は、<u>別に</u>定めるところによる。 〔省略〕 附 則 <u>この規程は、平成16年4月1日から施行する。</u>